

各科の基本となる学会の認定医・専門医資格について

日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医の申請にあたっては、次の認定医または専門医資格を有するものとします

日本内科学会	認定内科医 総合内科専門医	日本形成外科学会	形成外科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本小児科学会	小児科専門医
日本外科学会	認定登録医 外科専門医	日本精神神経学会	精神科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本整形外科学会	整形外科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本眼科学会	眼科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科認定医 麻酔科専門医	日本医学放射線学会	放射線科専門医

「日本外科学会」認定資格の取り扱いについて

基本となる学会として定められた 14 学会のうち、日本外科学会においては 外科専門医制度規則の新設や認定医制度規則の改正がおこなわれ、「日本外科学会認定医」の新規認定は廃止されたことを受け『がん薬物療法専門医』の認定申請、および更新申請に際し、以下の通り取り扱うこととなりました。

日本外科学会が認定する資格のうち、日本臨床腫瘍学会専門医制度規則第 13 条第 4 項に定める「各科の基本となる学会の認定医あるいは専門医の資格」として申請できる資格は「日本外科学会専門医」および「日本外科学会認定登録医」とする。

※「日本外科学会認定医」は更新制でないため、内科系サブスペシャリティ専門医の基本領域の資格として今後は認められなくなる予定であり、当会としても同様の扱いといたします。

■ [日本外科学会認定登録医の概要](#) (日本外科学会ホームページ)